

## 料金表(1割負担の場合)

&lt;従来型個室&gt;

単位数単価:6級地(10.33)

項目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保険 対象	基本サービス費単位	446	555	596	665	737	806	874
	1. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13						
	2. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6						
	3. 送迎加算(往復)	368(片道184)						
	4. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (所定単位数の8.3%)	1日あたりの概算						
		68	77	82	87	93	99	105
5. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (所定単位数の2.3%)	1日あたりの概算							
	19	21	23	24	26	27	29	
保険 対象外	費用総額(保険対象分)	9,369	10,608	11,239	12,013	12,840	13,625	14,410
	介護保険から給付される金額	8,432	9,547	10,115	10,811	11,556	12,262	12,969
	6. 利用者負担金(保険対象分)	937	1,061	1,124	1,202	1,284	1,363	1,441
7. 食費	1,500(朝食:435円 昼食:576円 夕食:489円)							
	8. 滞在費	1,270						
負担の 軽減	負担限度額							
	9. 食事に係る自己負担額							
	被保険者第1段階	300						
	被保険者第2段階	600						
	被保険者第3段階①	1,000						
	被保険者第3段階②	1,300						
	被保険者第4段階以上	1,500						
	10. 滞りに係る自己負担額							
	被保険者第1段階	320						
	被保険者第2段階	420						
被保険者第3段階	820							
被保険者第4段階以上	1,270							
負担額合計(6+9+10)		下記1日あたりの利用料						

1日あたりの利用料(概算) \* 送迎往復含み

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
被保険者第1段階	1,557	1,681	1,744	1,822	1,904	1,983	2,061
被保険者第2段階	1,957	2,081	2,144	2,222	2,304	2,383	2,461
被保険者第3段階①	2,757	2,881	2,944	3,022	3,104	3,183	3,261
被保険者第3段階②	3,057	3,181	3,244	3,322	3,404	3,483	3,561
被保険者第4段階以上	3,707	3,831	3,894	3,972	4,054	4,133	4,211

## 加算体制

サービス種類	単位	算定要件
夜勤職員配置加算(Ⅰ) (短期入所生活介護のみ)	13単位/日	夜勤を行なう介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	常勤職員75%以上。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の8.3%	*所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数の為、1日あたりの単位数とは若干の誤差が生じます。
介護職員等特定等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の2.3%	*所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数の為、1日あたりの単位数とは若干の誤差が生じます。

## 料金表(1割負担の場合)

＜多床室＞		単位数単価:6級地(10.33)						
項目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保険 対象	基本サービス費単位	446	555	596	665	737	806	874
	1. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13						
	2. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6						
	3. 送迎加算(往復)	368(片道184)						
	4. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (所定単位数の8.3%)	1日あたりの概算						
		68	77	82	87	93	99	105
5. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (所定単位数の2.3%)	1日あたりの概算							
	19	21	23	24	26	27	29	
保険 対象外	費用総額(保険対象分)	9,369	10,608	11,239	12,013	12,840	13,625	14,410
	介護保険から給付される金額	8,432	9,547	10,115	10,811	11,556	12,262	12,969
	6. 利用者負担金(保険対象分)	937	1,061	1,124	1,202	1,284	1,363	1,441
7. 食費	1,500(朝食:435円 昼食:576円 夕食:489円)							
	8. 滞在費	950						
負担の 軽減	負担限度額							
	9. 食事に係る自己負担額							
	被保険者第1段階	300						
	被保険者第2段階	600						
	被保険者第3段階①	1,000						
	被保険者第3段階②	1,300						
	被保険者第4段階以上	1,500						
	10. 滞りに係る自己負担額							
	被保険者第1段階	0						
	被保険者第2段階	370						
被保険者第3段階	370							
被保険者第4段階以上	950							
負担額合計(6+9+10)		下記1日あたりの利用料						

1日あたりの利用料(概算) \* 送迎往復含み

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
被保険者第1段階	1,237	1,361	1,424	1,502	1,584	1,663	1,741
被保険者第2段階	1,907	2,031	2,094	2,172	2,254	2,333	2,411
被保険者第3段階①	2,307	2,431	2,494	2,572	2,654	2,733	2,811
被保険者第3段階②	2,607	2,731	2,794	2,872	2,954	3,033	3,111
被保険者第4段階以上	3,387	3,511	3,574	3,652	3,734	3,813	3,891

## 加算体制

サービス種類	単位	算定要件
夜勤職員配置加算(Ⅰ) (短期入所生活介護のみ)	13単位/日	夜勤を行なう介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	常勤職員75%以上。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の8.3%	*所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数の為、1日あたりの単位数とは若干の誤差が生じます。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の2.3%	*所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数の為、1日あたりの単位数とは若干の誤差が生じます。

## 料金表(2割負担の場合)

&lt;従来型個室&gt;

単位数単価:6級地(10.33)

項目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保険 対象	基本サービス費単位	446	555	596	665	737	806	874
	1. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13						
	2. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6						
	3. 送迎加算(往復)	368(片道184)						
	4. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (所定単位数の8.3%)	1日あたりの概算						
		68	77	82	87	93	99	105
5. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (所定単位数の2.3%)	1日あたりの概算							
	19	21	23	24	26	27	29	
費用総額(保険対象分)		9,369	10,608	11,239	12,013	12,840	13,625	14,410
介護保険から給付される金額		7,495	8,486	8,991	9,610	10,272	10,900	11,528
6. 利用者負担金(保険対象分)		1,874	2,122	2,248	2,403	2,568	2,725	2,882
保険 対象外	7. 食費	1,500(朝食:435円 昼食:576円 夕食:489円)						
	8. 滞在費	1,270						
負担額合計(6+7+8)		下記1日あたりの利用料						

1日あたりの利用料(概算) \* 送迎往復含み

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険負担限度額適用なし	4,644	4,892	5,018	5,173	5,338	5,495	5,652

## 加算体制

サービス種類	単位	算定要件
夜勤職員配置加算(Ⅰ) (短期入所生活介護のみ)	13単位/日	夜勤を行なう介護職員・看護職員の数 が最低基準を1人以上上回っている場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	常勤職員75%以上
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の8.3%	*所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた 1月あたりの総単位数の為、1日あたりの単位数とは 若干の誤差が生じます。
介護職員等特定等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の2.3%	*所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた 1月あたりの総単位数の為、1日あたりの単位数とは 若干の誤差が生じます。

## 料金表(3割負担の場合)

&lt;従来型個室&gt;

単位数単価:6級地(10.33)

項目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保険 対象	基本サービス費単位	446	555	596	665	737	806	874
	1. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13						
	2. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6						
	3. 送迎加算(往復)	368(片道184)						
	4. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (所定単位数の8.3%)	1日あたりの概算						
		68	77	82	87	93	99	105
5. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (所定単位数の2.3%)	1日あたりの概算							
	19	21	23	24	26	27	29	
費用総額(保険対象分)		9,369	10,608	11,239	12,013	12,840	13,625	14,410
介護保険から給付される金額		6,558	7,425	7,867	8,409	8,988	9,537	10,087
6. 利用者負担金(保険対象分)		2,811	3,183	3,372	3,604	3,852	4,088	4,323
保険 対象外	7. 食費	1,500(朝食:435円 昼食:576円 夕食:489円)						
	8. 滞在費	1,270						
負担額合計(6+7+8)		下記1日あたりの利用料						

1日あたりの利用料(概算) \* 送迎往復含み

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険負担限度額適用なし	5,581	5,953	6,142	6,374	6,622	6,858	7,093

## 加算体制

サービス種類	単位	算定要件
夜勤職員配置加算(Ⅰ) (短期入所生活介護のみ)	13単位/日	夜勤を行なう介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	常勤職員75%以上
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の8.3%	*所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数の為、1日あたりの単位数とは若干の誤差が生じます。
介護職員等特定等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の2.3%	*所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数の為、1日あたりの単位数とは若干の誤差が生じます。

## 料金表(3割負担の場合)

<多床室>		単位数単価:6級地(10.33)						
項目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保険 対象	基本サービス費単位	446	555	596	665	737	806	874
	1. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13						
	2. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6						
	3. 送迎加算(往復)	368(片道184)						
	4. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (所定単位数の8.3%)	1日あたりの概算						
		68	77	82	87	93	99	105
5. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (所定単位数の2.3%)	1日あたりの概算							
	19	21	23	24	26	27	29	
保険 対象外	費用総額(保険対象分)	9,369	10,608	11,239	12,013	12,840	13,625	14,410
	介護保険から給付される金額	6,558	7,425	7,867	8,409	8,988	9,537	10,087
	6. 利用者負担金(保険対象分)	2,811	3,183	3,372	3,604	3,852	4,088	4,323
7. 食費	1,500(朝食:435円 昼食:576円 夕食:489円)							
	8. 滞在費	950						
負担額合計(6+7+8)		下記1日あたりの利用料						

1日あたりの利用料(概算) \* 送迎往復含み

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険負担限度額適用なし	5,261	5,633	5,822	6,054	6,302	6,538	6,773

## 加算体制

サービス種類	単位	算定要件
夜勤職員配置加算(Ⅰ) (短期入所生活介護のみ)	13単位/日	夜勤を行なう介護職員・看護職員の数 が最低基準を1人以上上回っている場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	常勤職員75%以上。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の8.3%	*所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた 1月あたりの総単位数の為、1日あたりの単位数とは 若干の誤差が生じます。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の2.3%	*所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた 1月あたりの総単位数の為、1日あたりの単位数とは 若干の誤差が生じます。



